

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市自転車駐車場の利用の許可
根拠法令及び条項	蓮田市自転車駐車場条例 第10条、第12条 蓮田市自転車駐車場条例施行規則 第6条、第7条、第10条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>■蓮田市自転車駐車場条例 （駐車できる自転車等）</p> <p>第10条 駐車場に駐車できる自転車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車</p> <p>（2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第12条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可の区分は、次のとおりとする。</p> <p>（1）定期利用 1月、3月又は6月を単位として利用の許可を受けること。</p> <p>（2）一時利用 使用日ごとに1回を単位としての利用の許可を受けること。</p> <p>■蓮田市自転車駐車場条例施行規則 （定期利用の許可）</p> <p>第6条 条例第12条第2項第1号に規定する定期利用の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、自転車駐車場定期利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による申請書を受理し、これを許可したときは、当該申請者に対し、自転車駐車場定期利用許可証（以下「許可証」という。）及び自転車駐車場定期利用登録票（以下「登録票」という。）を交付するものとする。</p> <p>（定期利用の許可の更新）</p> <p>第7条 前条第2項の規定により定期利用の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）が引き続き定期利用の許可を受けようとするときは、同条第1項の規定にかかわらず、定期利用の許可の期間（以下この条及び第17条第1項において「許可期間」という。）が満了する月の21日から末日までの間に、許可証を添えて次の許可期間に係る利用料金を納付することにより、利用の許可を更新することができる。</p> <p>（許可事項の変更）</p>

<p>第8条 定期利用者は、第6条第2項又は前条で許可された事項を変更しようとするときは、自転車駐車場定期利用変更届を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(一時利用の許可)</p> <p>第10条 条例第12条第2項第2号に規定する一時利用の許可を受けようとする者は、自転車駐車場一時利用券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 一時利用の許可は、前項の自転車駐車場一時利用券の交付をもって許可したものとみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、一時利用しようとする者が、自転車等を施錠措置を有する駐輪用機器（以下「ラック」という。）に固定したときは、当該機器の施錠をもって自転車駐車場一時利用券の交付及び許可があったものとみなす。</p>			
審査基準 設定年月日	平成16年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当) (理由：即日に判断することが可能であるため、標準処理期間を定める必要性がないため)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。